

設置要綱改訂及び推進委員会への名称変更（案）

「評価会議」では、その所管事務を計画の各種事業の「評価に関すること」「進行管理に関すること」とされています。

第2次計画策定時には、別途「策定推進会議」が設置され、「策定に関すること」を所管し役割分担されていました。

計画の推進に当たり、本来、策定（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）は連続的、一体的に行われることで、効果的・効率的な事業の実施が図られます。

このことから、「評価会議」において「計画策定」事務を所管することで、より有機的に計画の推進ができるよう要綱を改訂し、これに伴い会議の名称を変更します。